令和3年7月30日召集

令和3年度7月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和3年度7月定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年7月30日(金)午後1時50分から午後2時30分
- 2. 開催場所 南区役所分館 2階会議室
- 3. 出席委員(17人)

会長(議長) 4番 原 平一

委員 1番 野内 健一 2番 羽入 一則

3番 伊勢亀 裕二 5番 塩原 信子

6番 知 野 勉 7番 堤 一 郎

8番 小林 裕

10番 帯瀬 和幸 11番 曽山 茂

12番 伊藤 隆 13番 阿部 源一郎

14番 髙橋 潤一 15番 阿部 信哉

17番 野澤 秀子

18番 田村 常一 19番 清水 昭

- 4. 欠席委員(2人) 9番 平 原 大 悟 16番 齋 藤 雅美智
- 5. 議事日程
 - 第1 開 会
 - 第2 議事録署名委員選出
 - 第3 議 事

議案 第27号 新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(南区)の選任

に関する要綱(案)について

議案 第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第29号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第30号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告 事項 農地所有適格法人の要件確認の報告について

第4 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小沢昌己

事務局次長 滝 沢 秀 樹

農地係長 岡田明

農政振興係長 和田友宏

7. 会議の概要

事務局長

定刻より若干早いですが、委員の皆様、全員お集まりですので、これより始めさせていただきます。9番 平原委員、16番 齋藤委員から欠席の連絡が来ております。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。

会 長

<あいさつ>

議長

ただ今から、7月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。

議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、 私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声ですので、6番 知野委員、7番 堤委員を指名いたします。

それでは、議事に沿って進めます。議案第27号 新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員 (南区)の選任に関する要綱(案)について、提案いたします。事務局からの説明をお願いいた します。

事務局長

議案第27号 新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(南区)の選任に関する要綱(案)について、説明させていただきます。本要綱につきましては、来年4月の農業委員会の統合と、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選時期を迎えますことから、現要綱に必要な改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、統合による文言の整理と、これを機会に、これまでの6農業委員会で制定していた各要綱の文言の統一を図ることが、主な改正点となっております。

具体的な内容につきましては、別紙の要綱(案)をご覧ください。要綱(案)の一番下にかっこ書きでページ番号を記載しておりますが、6ページに新旧対照表を添付してありますので、そちらをお開きください。改正部分に、下線を付けてあります。第1条、第2条では、改正点が5か所あり、何れも統合による文言の整理を行うものでございます。次の、第6条から第8条では、3か所あり、何れも文言の統一を図るもので、一番下の附則部分については、要綱改正にはつきものである、施行日を定めてものであり、何れも軽微な改正となっております。私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しまして、挙手の上、議席番号とお名前を言ってから、ご発言いただくようお願いいたします。

それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認 することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声ですので、議案第27号 新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員(南区)の 選任に関する要綱(案)について、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は新規の案件が利用権設定で2件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2、①一般案件の表紙をめくっていただいて、令和3年7月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。新規について、白根地区、利用権設定、契約期間10年、件数2件、畑、8,780㎡です。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。新規の利用権設定については1ページの1号、2号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には契約の開始期、終期の期間のみ記載されていますが、いずれも賃料ゼロ円での契約となるため、地代に関する内容の記載がありません。また、いずれも新規就農者への利用権設定となることから、被移転人経営内容欄が空欄となっております。新規就農に係る案件となるため、調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長

つづきまして、農用地利用集積計画、一般案件の1ページ新規1号、2号にかかる新規就農の 案件について、調査委員会の結果を第1調査委員長の6番 知野委員から報告をお願いいたしま す。

第1調査 委員長 去る、7月27日 午後2時から、第1調査委員会を開催いたしました。調査委員会に付託された案件のうち、新規就農に係る案件についてご報告いたします。

議案書、資料2の一般案件1ページ、新規の利用権設定の申出に際し、新規就農計画書の提出がありましたので、ご本人からおいでいただきました。申請人は平成30年に県外から移住され、夫と二人で農業を始めることを目指して、これまで準備を進めてきたとのことです。申請地は新飯田地区の館・中村の農地4筆、面積合計で8,780㎡です。経営は、いちじく、ぶどう、西洋なし、日本なしといった果樹栽培で行うとのことです。

申請人は新潟県農業大学校で1年間、その後に西蒲区の越乃又蔵ぶどう園さんで10ヵ月間、 実践的な研修を受けた経験をお持ちです。主な農機具等、必要な設備については、就農後に自己 資金と制度資金を活用して導入する予定とのことです。JA、地元農家組合とも協議済みであり、 新規就農者として適当と判断されます。

必要な設備等の導入予定があることを踏まえ、引き続き農業委員会事務局や区の産業振興課、 県の普及センターとすり合わせを行いながら、新規就農に際し青年等就農計画の認定を受けるこ とで活用が可能となる制度資金等を活用して、なるべく負担が少ない形で営農を開始するよう、 助言しました。以上で報告を終わります。

議 長 事務局からの説明と調査委員長の報告が終わりました。それでは、議案第28号について、ご 質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認 することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のと おり承認と決定いたします。

> 次に、議案第29号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局からの説明 をお願いいたします。

事務局 資料1、議案書2ページをご覧ください。議案第29号 農地法第5条許可申請に関する処分 決定について、ご説明いたします。白根地区2件でございます。

自根地区1号の申請地は、南区鷲ノ木新田の畑1筆で転用目的が分家住宅建築敷地です。1号の申請地は当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表1ページ、2ページに記載のとおり集落内の10~クタール未満の小集団農地として、第2種農地に分類され、市街地に代替地がない

ため、許可相当と判断しております。

自根地区2号の申請地は、南区高井興野の畑1筆で転用目的が露天駐車場及び個人住宅建築敷地です。2号の申請地は当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表3ページ、4ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続きまして、3ページをご覧ください。追加議案第30号、 農地法第3条許可申請に関する 意見決定について、ご説明いたします。白根地区2件、月潟地区1件の計3件でございます。

白根地区1号は、使用貸借権の再設定、白根地区2号と月潟地区3号は売買で、それぞれ所有権を移転するものです。白根地区1号から月潟地区3号までは、当日配布資料の5ページから7ページの農地法第3条調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。なお、議案第29号、追加議案第30号は、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長

つづきまして、調査委員会の調査結果について、第1調査委員長の6番 知野委員から報告を お願いいたします。

第1調査委員長

去る、7月27日 午後2時から、第1調査委員会を開催しましたので、ご報告いたします。 調査委員会に付託された案件は、農地法第5条許可申請が2件、農地法第3条許可申請が3件です。

資料1の議案書2ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は鷲ノ木新田の畑1筆 面積は192㎡になります。転用目的は、分家住宅建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定です。転用者は、現在、妻の実家で親と同居していますが、子供も生まれ手狭になり将来のことを考え父所有の農地を借り受け、住宅を建築するため申請しました。申請地は集落内の10ha未満の小集団農地のため、第2種農地に分類されます。車両の乗り入れや住宅の建築、排水関係も建設課と協議済みで問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、5条許可申請の2号ですが、転用者からおいでいただきました。申請地は高井興野の畑1筆 面積は173㎡になります。転用目的は、露天駐車場及び個人住宅建築敷地で、契約内容は売買による所有権の移転です。転用者は申請地の奥に居を構え生活していますが、間口が狭く駐車場が不足しているため申請しました。申請地は10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、拡張に係る部分の敷地面積が、既存敷地の面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外に該当し、建設課及び土地改良区とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、3ページの追加議案、農地法第3条許可申請の1号です。申請地は新飯田の畑1筆、 面積は451㎡で、農用地区域内です。契約内容は使用貸借権の再設定で、申請内容は譲渡人が 経営移譲年金を継続受給するためとのことです。

続いて、3条許可申請の2号です。申請地は、下八枚の畑1筆、面積は175㎡で、農用地区域外です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は、譲渡人が耕作できないため、譲受人が経営規模の拡大を図るためとのことです。

続いて、3条許可申請の3号です。申請地は、釣寄の田2筆、面積は992㎡で、農用地区域 内です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は譲受人の作業効率を高めるためとの ことです。なお、1号から3号まで農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認して おります。以上で、第1調査委員会の報告を終わります。

議長事務局からの説明と調査委員長の報告が終わりました。

それでは、議案第29号及び追加議案第30号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第29号についてお諮りいたします。提案のとおり決 定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第29号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、どちらも3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、追加議案第30号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご 異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、追加議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

次に、報告事項に入ります。一括して事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 資料1、議案書4ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、ご説明いたします。

届出を受理したのは、白根地区5件、味方地区2件、月潟地区3件の計10件でございます。 ここで1件、追加をお願いします。白根地区4号の地番の下に外12筆と加えてください。この 農地法第3条の3の届出は、相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用 されるように届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はありませんでした。

続きまして、別冊の報告事項、農地所有適格法人の要件確認の報告について、ご説明いたします。農地法第6条では、農地所有適格法人で、農地を所有し、若しくは法人以外の者の所有する農地を耕作している場合、毎年、事業の状況その他、定められた事項を、事業年度の終了後、耕作地を所管する農業委員会へ報告することとなっており、報告書を受理しております。農地所有適格法人の審査は、決算書、定款等に基づき、要件を満たしていない場合は、適切な指導等を実施することになります。新潟市の6農業委員会は、毎年7月の総会で報告事項として、承認を得ております。

農地所有適格法人であるための要件は四つあります。一つ目は、組織要件で、法人の形態が特例有限会社、農事組合法人、株式譲渡制限のある株式会社となっております。特例有限会社は、平成18年の会社法施行以前に有限会社だった法人が該当します。二つ目は、事業要件で、売り上げの過半が農業による収入であることとなっております。三つめは、議決権要件で、農業者以外の構成員の有する議決権等が総株主の議決権の2分の1未満となっております。四つ目は、役員要件で、役員の過半の者が法人の農業に常時従事する構成員であること、また、役員または農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上が農作業に従事することです。南区管内で、農地を賃貸等で耕作している法人は40法人で、すべての法人から報告書の提出を受けています。法人形態、事業要件、売り上げに占める農業の割合、構成員要件としての構成員に占める農業者の割合、役員要件としての常時従事者要件を満たしております。なお、代表者が変更となっている法人もありますが、報告書を提出していただいた時点で資料を作成しておりますので、よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

つづきまして、6月30日に開催されました農地部会の報告を、農地部会長の12番 伊藤委員から報告をお願いいたします。

農地部会 長 去る、6月30日午後3時より、南区役所庁舎4階講堂におきまして、第1回農地部会を開催いたしましたのでご報告します。当日の出席委員は19名、部会外委員1名、事務局3名の出席で開催いたしました。

別冊の報告事項1ページから4ページまでの、農地所有適格法人の要件確認の報告について及び、その他として違反転用の解消について、協議いたしました。

南区管内で耕作している農地所有適格法人は40法人で、すべての法人から報告を頂きました。40法人につきましては、法人形態、事業要件、売上に占める農業の割合、役員要件を満たしていることを確認しております。また、違反転用の解消につきましては、今後も関係者と協議を継続していきます。また、違反転用の発生防止を含め、地区担当委員の皆さまにご協力をお願いします。以上で、第1回 農地部会報告を終わります。

議 長 事務局からの説明と農地部会長の報告が終わりました。ただいまの説明及び報告事項について ご質問はありませんか。

(質問なし)

議 長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆様から何かございま すでしょうか。

(特になし)

議 長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案、及び報告事項については終了いたします。 以上で7月定例総会を閉会いたします。

事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 原 平一

署名委員 知野勉

署名委員 堤 一郎